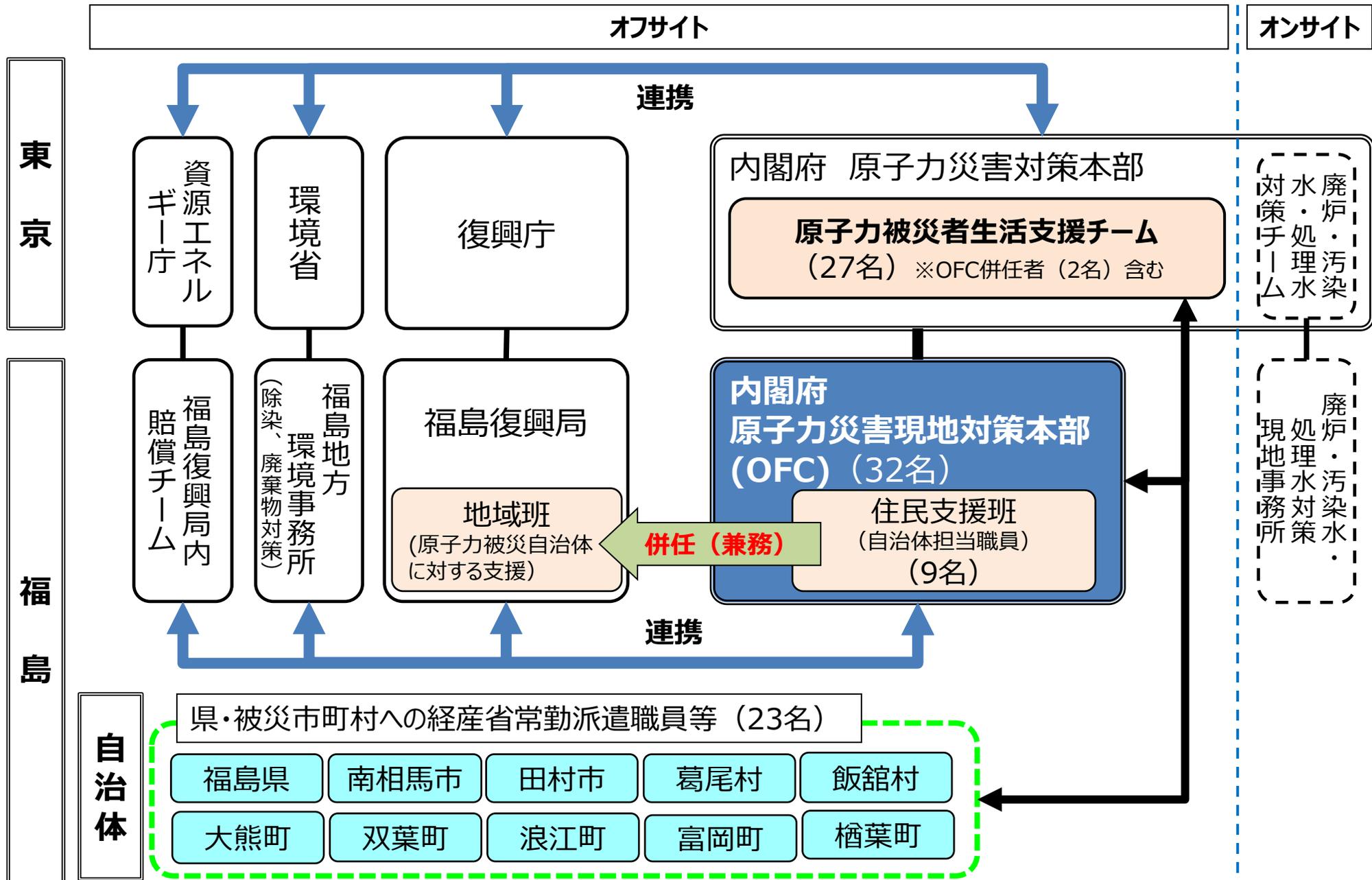


# 原子力災害現地対策本部の取組状況について

2025年4月  
原子力災害現地対策本部

# 1. 体制



※人数は、2025年4月現在。

## 2. 構成（原子力災害現地対策本部）

本部長（大串正樹・経済産業副大臣）

副本部長（佐野究一郎・内閣府原子力被災者生活支援チーム審議官）

### 総括班

- ・現地対策本部の総合調整
- ・協議会全体会議の運営
- ・国・県・市町村各本部との連絡・調整

### 住民支援班

- ・避難区域等が設定された地域の住民支援の実施
- ・区域見直しに関する関係自治体・住民との調整等

### 広報班

- ・原子力災害対策本部等政府発表資料の広報及びプレス対応
- ・放射線に関するワンストップ相談窓口に関する業務

### 住民安全班(一時立入PT)

- ・帰還困難区域内の住民一時立入り支援
- ・ゲート（バリケード）管理業務

### 放射線班

- ・県内各地の空間線量・上水・食品・土壌等の放射線測定
- ・住民生活に直結した施設（集会場等）の測定

### プラント班

- ・福島第一原子力発電所のプラント状況及びモニタリングポストの値に関する情報収集・整理

### 医療班

- ・原子力発電所内の傷病者対応、ヨウ素剤の対応

### 運営支援班

- ・現地対策本部の円滑な活動のためのバックオフィス業務

### 公益一時立入り

- ・公益目的及び原災法第26条の2の規定による避難指示区域への事業者等の立入に係る通行証発行関連業務

### 現地対策本部構成人員の所属:

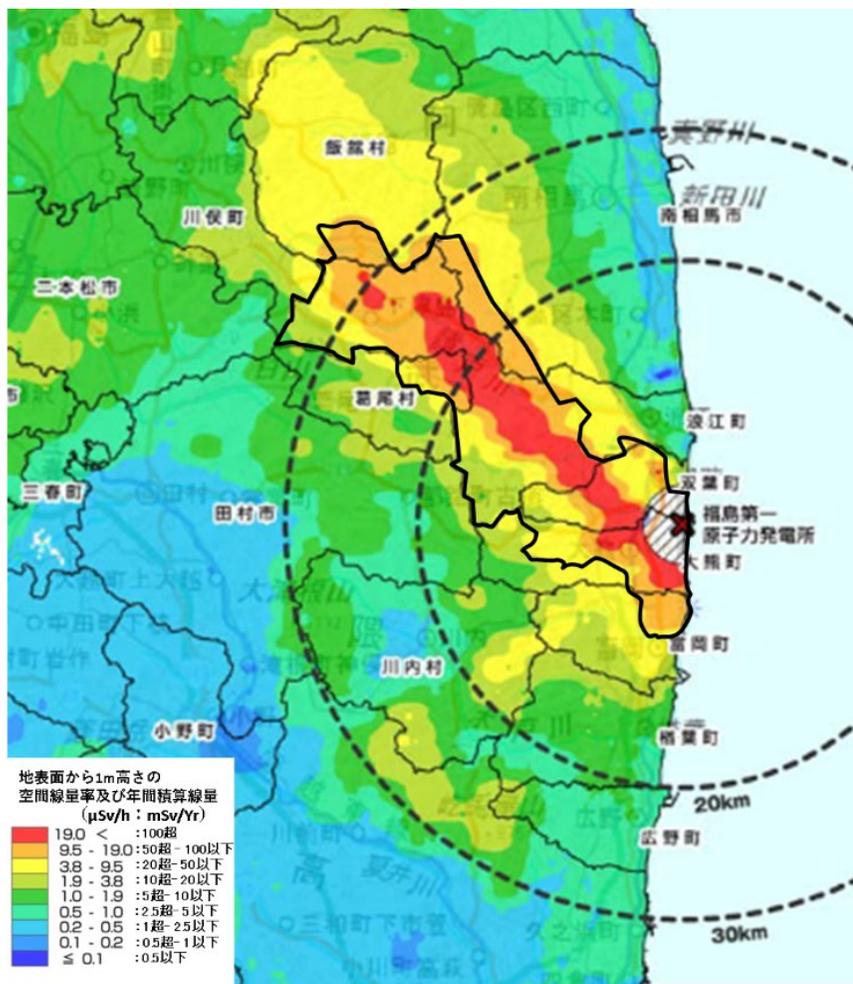
- <国> ・経済産業省 ・原子力規制庁 ・内閣府 ・厚生労働省 ・海上保安庁  
<県等> ・福島県庁 ・福島県警察本部 ・双葉広域消防本部 ・東京電力

### 3. 避難指示解除に向けた取組（放射線量の推移）

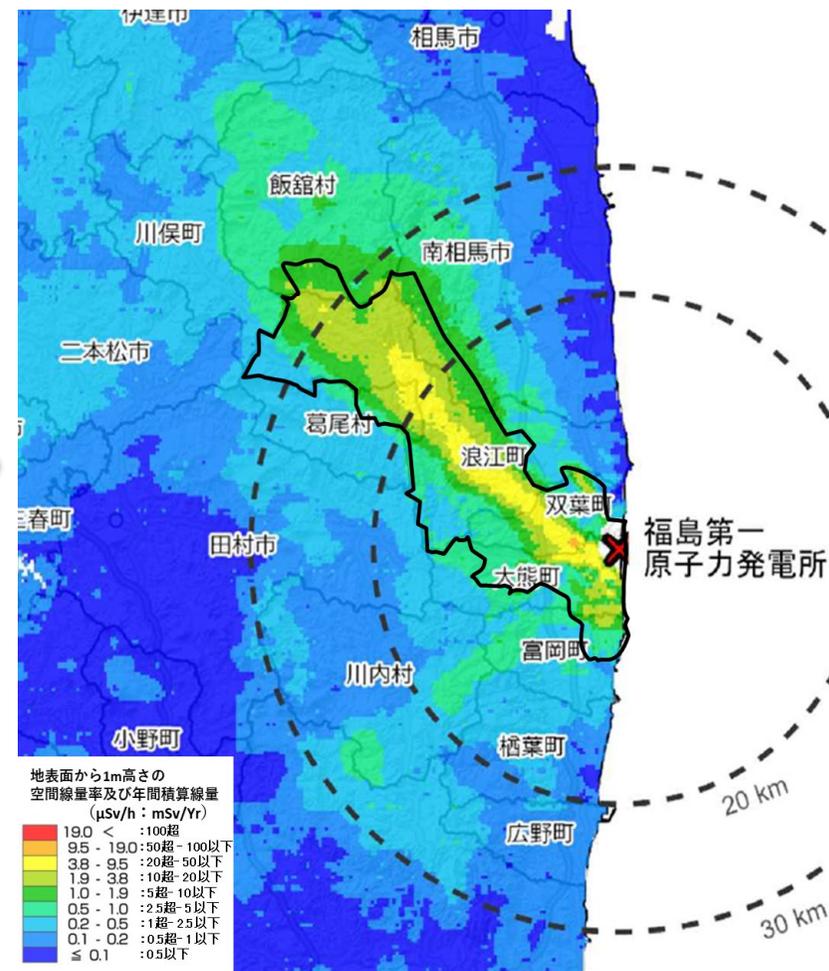
〔 2011年11月時点の線量分布 〕

〔 2024年12月時点の線量分布 〕

※黒枠囲いのエリアは避難指示区域の見直しが完了した2013年8月時点で帰還困難区域とされた範囲



13  
年  
後



(出典) 平成23年12月16日文部科学省「文部科学省による第4次航空機モニタリングの測定結果について」に基づき支援T作成

(出典) 令和7年2月28日原子力規制委員会「福島県及びその近隣県における航空機モニタリングの結果について」に基づき支援T作成

### 3. 避難指示区域の解除に向けた取組（特定復興再生拠点区域と特定帰還居住区域）

#### 避難指示解除準備区域※1・居住制限区域※2

【※1 2011年当時、放射線量が年間20ミリシーベルト以下・立入り可】

【※2 2011年当時、放射線量が年間20～50ミリシーベルト・立入り可】

⇒**全て解除済み**

#### 帰還困難区域

【2011年当時、放射線量が年間50ミリシーベルト超・原則立入禁止】

「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」、との方針

#### ① 特定復興再生拠点区域(■部分)

2022年：葛尾村、大熊町、双葉町、

2023年：浪江町、富岡町、飯舘村の避難指示を解除。

#### ② 特定帰還居住区域 (■部分)

・**2020年代をかけた、帰還意向のある住民が帰還**できるようにする方針を決定（2021年8月）。

・**「特定帰還居住区域」制度を創設**（2023年6月：改正福島特措法）。

2023年9月：大熊町及び双葉町の一部区域

2024年1月：浪江町、2月：大熊町※3、富岡町、

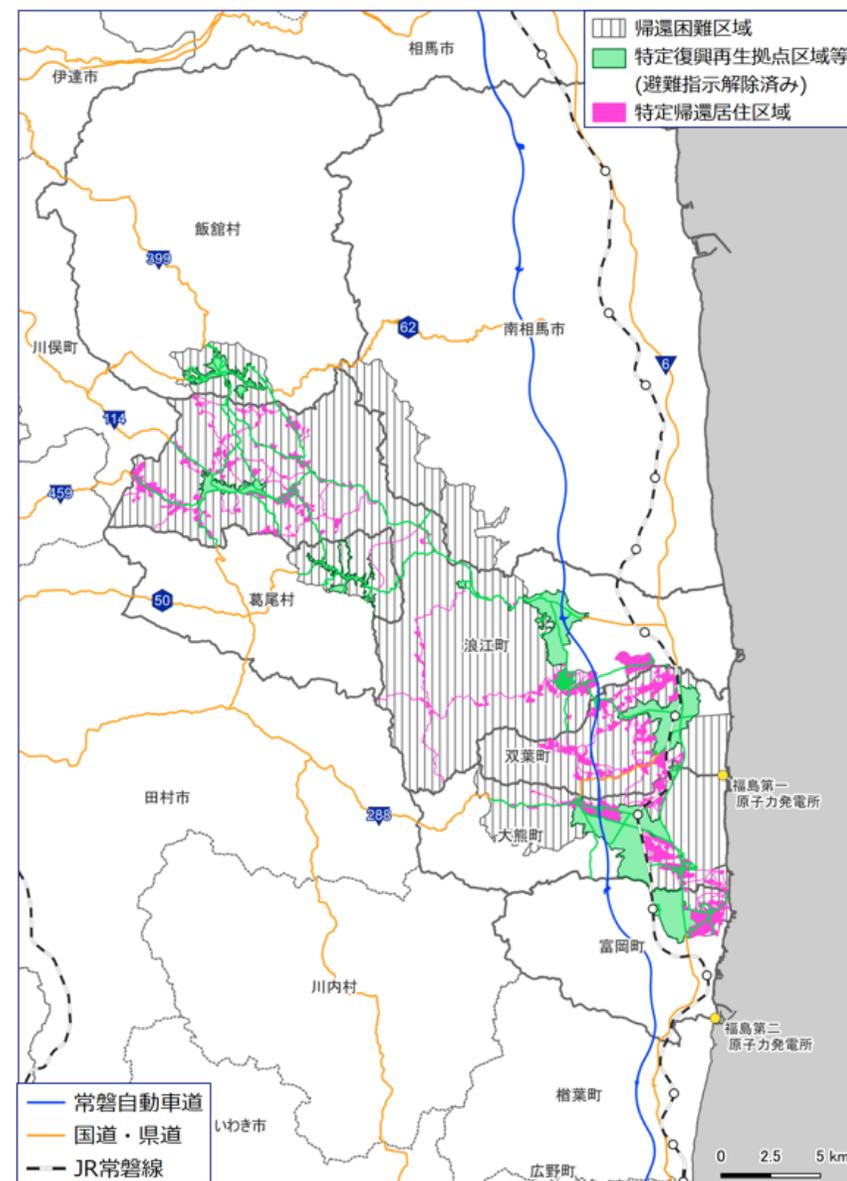
4月：双葉町※3

2025年3月：南相馬市、浪江町※3

の「特定帰還居住区域復興再生計画」を認定。

※3 計画変更を認定

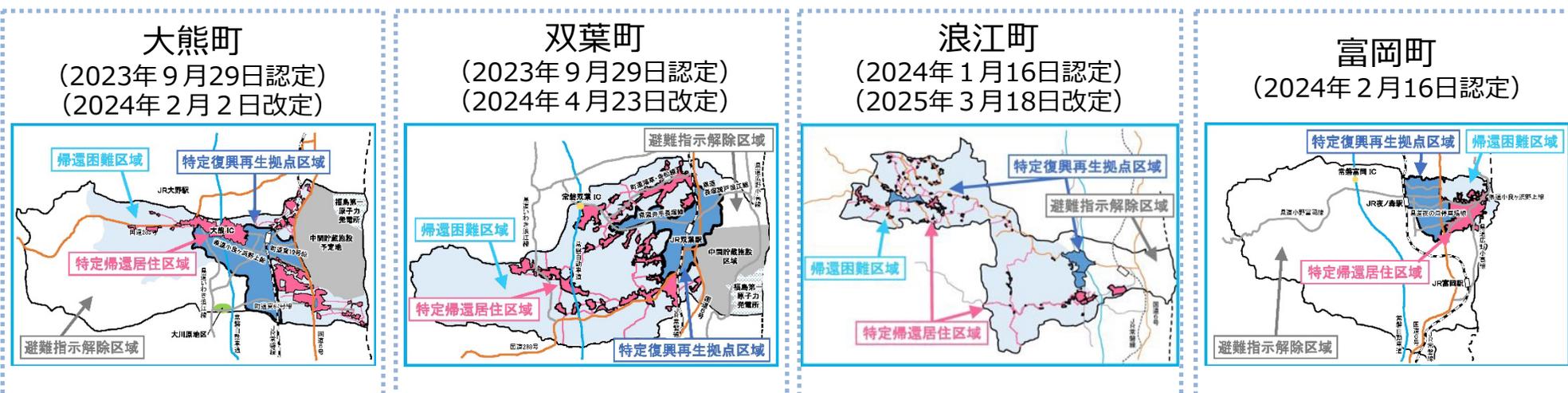
#### 避難指示区域（2025年4月時点）



### 3. 避難指示解除に向けた取組（特定帰還居住区域復興再生計画の認定）

- **原子力災害現地対策本部は、関係機関とともに、地元自治体で作成する「特定帰還居住区域復興再生計画」の申請・認定に向けた種々の取組を実施。**
  - **帰還意向調査を各自治体と共同で実施**（住民説明会における調査内容の説明や調査書の送付・回収等）  
→故郷に帰りたいという声もある一方、避難先ですでに確立した生活との関係で保留・未回答も存在。
  - **各自治体が主催した特定帰還居住区域や土地活用スキームの区域案説明のための住民説明会への出席**（（2023年8月双葉町・大熊町、11月～2024年2月浪江町・大熊町・富岡町・双葉町、2024年2月飯館村・葛尾村にて順次開催）を通じた住民等への説明 等）等

#### 認定済みの特定帰還居住区域復興再生計画の概要



※南相馬市（2025年3月18日認定）の概要区域図については、個人宅の特定につながるため非公開

### 3. 避難指示解除に向けた取組（特定帰還居住区域復興再生計画の認定）

- 特定復興再生拠点区域について、2023年11月までに全区域の避難指示を解除。特定帰還居住区域について、2024年4月末までに、大熊町・双葉町・浪江町・富岡町の「特定帰還居住区域復興再生計画」（以下「計画」）を認定。各町で除染・インフラ整備等を実施中。  
→14年以上手入れされていない水道管や道路の復旧を順次進めている。
- 帰還意向調査について、2024年8月より浪江町において第2回調査を実施し、「帰還意向あり」は約3割強から約4割強へ増加。南相馬市も2024年に調査を実施。帰還意向調査の結果に基づく浪江町の計画変更、南相馬市の計画はともに2025年3月18日に認定済み。大熊町・双葉町・富岡町においても第2回調査を実施中。2020年代をかけて帰還意向ある住民にご帰還いただけるよう取り組む。

#### ■ 特定復興再生拠点区域外：調査開始以降の回答状況

※集計時点：

大熊町：令和6年1月31日/ 双葉町：令和6年3月8日、令和7年3月14日（第2回中間集計）

浪江町：令和5年12月5日（第1回）、令和7年1月31日（第2回）/ 富岡町：令和6年1月17日

（世帯）

	大熊町	双葉町※1	浪江町※1	富岡町
世帯数	604	422	760	244
返送世帯数	370（61%）	280（66.4%）	484（63.7%）	187（77%）
帰還意向あり	198（33%）	207（49.1%） 【168（40%）】	332（43.7%） 【256（33.7%）】	92（38%）
帰還意向なし	107（18%）	34（8%） 【38（9%）】	87（11.4%） 【117（15.4%）】	46（19%）
保留	65（10%）	39（9%） 【61（14%）】	65（8.6%） 【71（9.3%）】	49（20%）

※1 第1回調査と第2回調査の回答を集計した値。【】内は第1回調査の結果。

※2 令和5年度に葛尾村、令和6年度に南相馬市も調査を実施。対象世帯が限られるため、個人情報保護の観点から、結果は非公表。

※3（）内は世帯数に対する割合。

### 3. 避難指示区域の解除に向けた取組（土地活用スキーム）

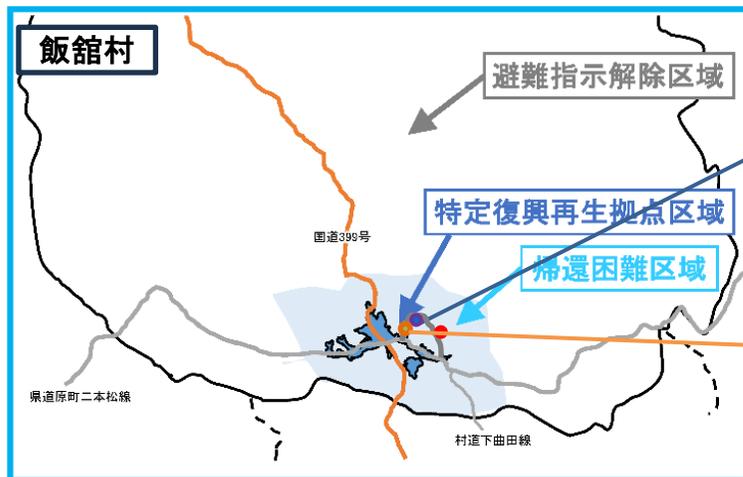
1. 帰還困難区域を抱える自治体から、拠点区域外への帰還・居住に向けて、避難指示解除の方針を早期に提示してほしいと強く要望を頂戴。
2. 拠点区域外が各自治体の人口・面積に占める割合や帰還・復興の実情など、自治体ごとに事情が異なることを踏まえ、個別に各自治体の課題、要望等を伺いながら、検討。



#### 土地活用に向けた対応

- 拠点区域外を土地活用し、避難指示を解除してほしいとの要望あり。
- 地元自治体の土地活用への強い意向がある場合には、住民の安全の確保を前提として、拠点区域外の解除を可能にする、仕組み（「土地活用スキーム」）を、原子力災害対策本部にて決定。  
（2020年12月25日）

- 飯舘村においては、拠点区域外で建設を進めているたい肥製造施設、また、同施設にて使用する燃料の一部に使う資源作物を栽培するための農地（拠点の外縁部に位置し除染済みの農地の一部）について、土地活用に向けた避難指示を解除。



#### <堆肥製造施設> 場所：飯舘村 長泥行政区

- 土地活用者：イタテバイオテック(株)
- 解除面積：約2.7ha
- 解除時期：令和7年3月31日

<堆肥製造施設>



#### <外縁部除染済農地> 場所：飯舘村 長泥行政区

- ※堆肥製造施設の燃料として資源作物を栽培
- 土地活用者：イタテバイオテック(株)
- 解除面積：約3.5a
- 解除時期：令和7年3月31日

<外縁部除染済農地>



### 3. 避難指示区域の解除に向けた取組（土地活用スキーム）

- また、葛尾村においては、葛尾風力発電（葛尾風力株）、阿武隈風力発電（福島復興風力合同会社）の事業用地について、土地活用に向けて避難指示を解除。



＜葛尾風力発電事業＞ 場所：葛尾村 野行行政区

- 土地活用者：葛尾風力(株)
- 解除面積：約6.8ha
- 解除時期：令和7年3月31日

＜阿武隈風力発電事業＞ 場所：葛尾村 野行行政区

- 土地活用者：福島復興風力合同会社
- 解除面積：約13.1ha
- 解除時期：令和7年3月31日

＜避難指示解除日協議共同記者会見（令和7年2月24日）の様子＞



＜風力発電事業＞



# 4. 帰還困難区域への一時立入り

- 住民等の放射線防護の観点から**帰還困難区域の境界等にバリケードを設置し**、立入りを制限。
- 住民が避難先からご自宅へ立ち入る場合や、事業者がインフラ整備等の公益の観点から立ち入る場合には、**帰還困難区域内への一時立入りを認めており**、立入り後のスクリーニング（放射線量の計測）を実施。
- 特定復興再生拠点区域の避難指示解除等に伴い、一時立入件数は減少傾向にあるが、**年間のべ5,500を超える世帯が、帰還困難区域内に入域**している。

帰還困難区域境界に設置するバリケード

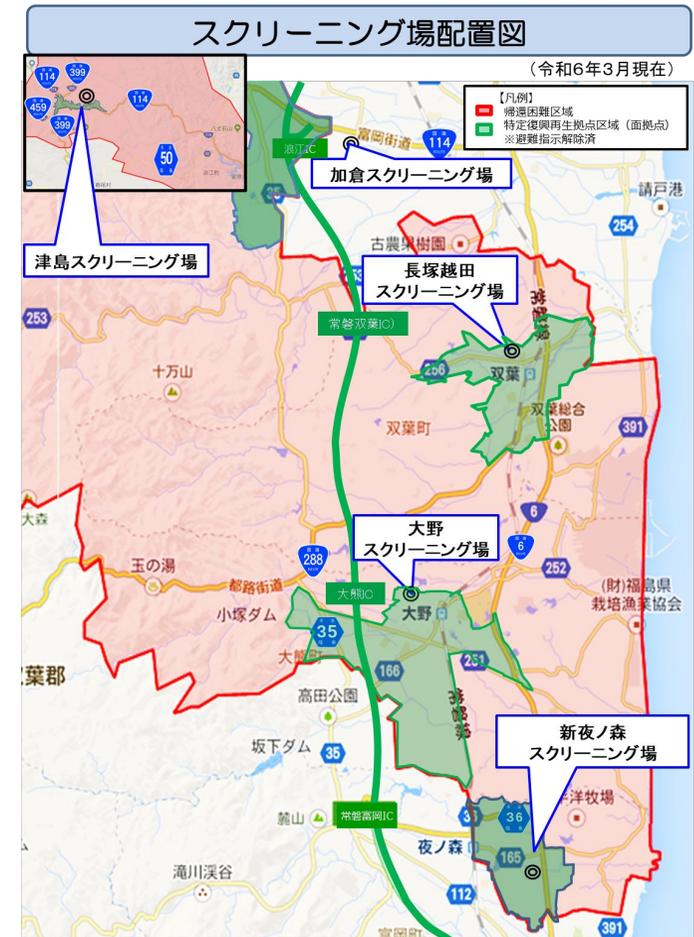


双葉町：三字行政区

住民等の一時立入件数の最近の推移（世帯数：年度）

H31/R1	R2	R3	R4	R5
17,213	13,265	10,407	7,244	5,731

(注) 4町（富岡町、大熊町、双葉町、浪江町）の合計。  
葛尾村、飯館村は村が独自に一時立入りを実施



（注）福島県環境対策センター <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01se.htm> 参照

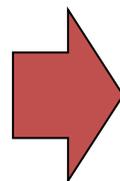
## 5. 原子力災害現地対策本部機能班の主な活動

### 帰還困難区域における火災、事故、傷病者等への対応

- 帰還困難区域において火災、事故、傷病者等が発生した場合、通報を受けた原子力災害現地対策本部が迅速に対応。
- 2025年1月には、福島県主催で南相馬オフサイトセンターにて実施された総合防災訓練に参加した他、自主訓練を定期的実施するなど、有事に備え万全を期している。

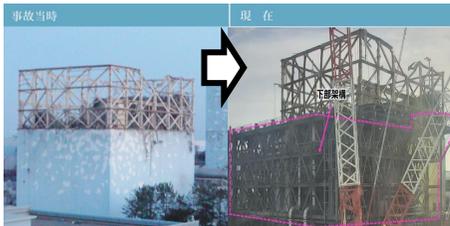
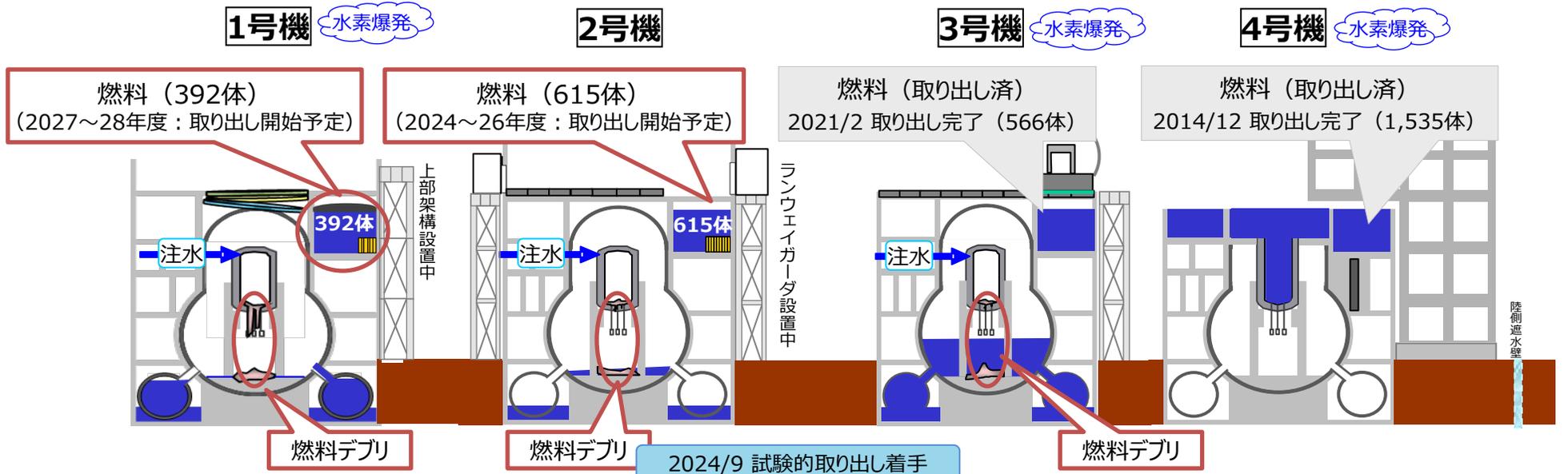
### バリケードの管理

- 原子力災害現地対策本部が、県、市町村、警察等と協議の上、バリケードの設置・撤去の作業を実施。
- 2025年3月の飯舘村および葛尾村の土地活用スキームによる避難指示解除では、解除済みの土地へのアクセスの利便性を向上させるために一部区域に立入規制緩和を実施する等、バリケードを撤去・移動。



# (参考) 東京電力福島第一原子力発電所 1～4号機の現状

- ① 使用済燃料プールからの燃料取り出し：**3・4号機は取り出し済**。1・2号機は、燃料取り出しに向けた準備作業中（オペレーションフロアのカレキ撤去等）。
- ② 汚染水対策：**4号機で建屋内滞留水の処理を完了**。1～3号機でも、原子炉建屋以外（タービン建屋及び附属施設）で滞留水の処理を完了。
- ③ 燃料デブリの取り出し：**昨年11月、2号機で試験的取り出しに成功**。4月23日、2回目の試験的取り出しに成功。今後、段階的に取り出し規模を拡大。



2021/6- 大型カバーの設置に向けた作業開始



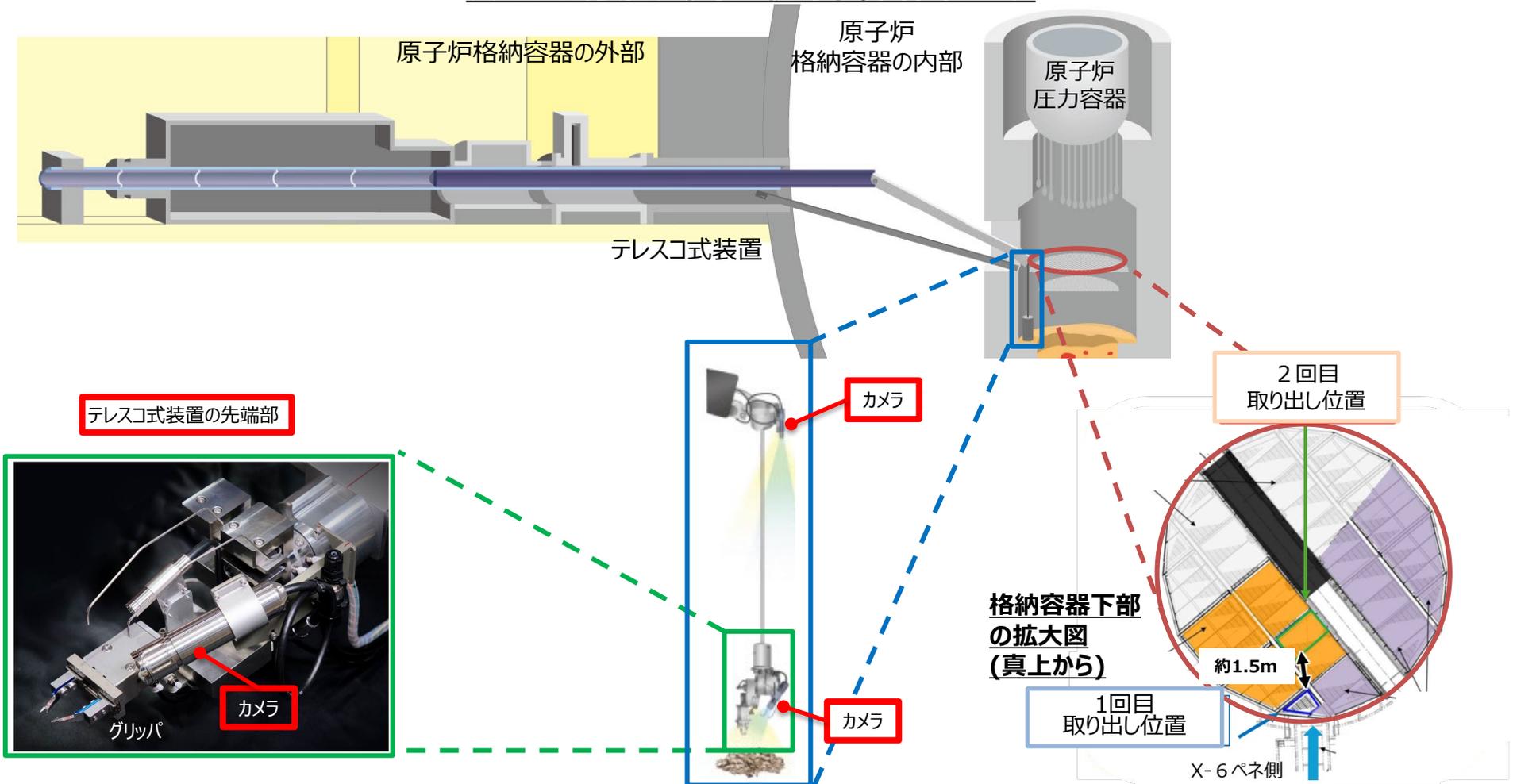
2023/1- 燃料取り出し用構台の鉄骨工事開始



# (参考) 東電福島第一原発2号機 2回目の燃料デブリの試験的取り出しについて

- 4/23 (水) に2回目の燃料デブリの試験的取り出しに成功。
- 今回の取り出しは、前回と違う位置での燃料デブリの採取を実施。
- 取り出した燃料デブリは、1回目と同様に、茨城県大洗町のJAEA(日本原子力研究開発機構)の分析施設へ輸送し、分析を進め、燃料デブリの今後の取り出し作業に役立てていく。

## テレスコ式装置による試験的取り出しイメージ



# (参考) ALPS処理水の海洋放出とタンク解体の状況

- ALPS処理水については、トリチウム濃度を規制基準の40分の1、WHOが定める飲料水基準の約7分の1である運用基準1500ベクレル/リットル未満になるよう希釈して海洋放出する。
- 2025年度は約54,600m<sup>3</sup>（トリチウム総量約15兆ベクレル）のALPS処理水を7回に分けて放出予定。  
**現在、2025年度1回目（通算12回目）の放出を実施中。**
- **これまでのモニタリング結果やIAEAによる評価からALPS処理水の海洋放出が安全であることが確認されている。**
- 2025年2月14日、ALPS処理水の放出が完了した区画の**タンクについて、解体作業に着手。**  
空けた区画には、**燃料デブリ取り出し作業の関連施設の設置を予定。**

## 1. 2025年度ALPS処理水放出計画・実績

	放出時期	水量	トリチウム濃度 (希釈前)	トリチウム総量
①	4月10日～ 4月28日(予定)	約7,800m <sup>3</sup>	37万ベクレル/ℓ	約2.9兆ベクレル
②	6～7月	約7,800m <sup>3</sup>	22～38万ベクレル/ℓ	約1.9兆ベクレル
③	7～8月	約7,800m <sup>3</sup>	20～38万ベクレル/ℓ	約2.9兆ベクレル
④	9月	約7,800m <sup>3</sup>	20～22万ベクレル/ℓ	約1.6兆ベクレル
⑤	10～11月	約7,800m <sup>3</sup>	22～26万ベクレル/ℓ	約1.9兆ベクレル
⑥	11月～12月	約7,800m <sup>3</sup>	26～30万ベクレル/ℓ	約2.2兆ベクレル
点検（測定・確認用設備 C群タンクの本格点検含む）				
⑦	3月	約7,800m <sup>3</sup>	26～27万ベクレル/ℓ	約2.0兆ベクレル

## 2. ALPS処理水の放出が完了した区画の解体



### タンク上部（天蓋）を撤去する様子

2025年2月14日、ALPS処理水の放出が完了した区画のタンクの解体作業に着手

## (参考) 避難指示を解除した用地の概要

### たい肥製造施設用地及び周辺農地(飯舘村)

＜イイタテバイオテック社＞



- 脱水汚泥や畜糞等を乾燥させ、たい肥原料を製造。製造したたい肥を、農地の地力回復など村の復興に活かしたい意向。
- 乾燥のための燃料として、重油に加え、資源作物（ソルガム）を栽培し活用。
- 資源作物は、村内の手つかずだった農地を活用して栽培。

### 葛尾風力・阿武隈風力発電事業用地(葛尾村)

＜葛尾風力社・福島復興風力社＞



- 良好な風を受けられる阿武隈山地の稜線に設置。村も出資など協力。
- 葛尾風力発電所は村内に3200kWの発電機を5基設置。
- 阿武隈風力発電所は4自治体を跨いで同規模の発電機を46基設置（うち12基が葛尾村帰還困難区域内）。
- 風力発電機の設置に伴い、手つかずの山林を切り開いて管理用の道路を整備。観光拠点として展望エリアも整備。